

第1章 特別な教育的ニーズと総合的な支援

1 特別な教育的ニーズへの対応

近年、特別支援学校や小・中学校の特別支援学級に在籍している児童生徒は増加する傾向にあり、通級による指導を受けている者も増加している。また、特別支援学校においては、障害の重度・重複化に伴い、重複障害学級に在籍している児童生徒の割合も高くなってきており、福祉・医療・保健・労働などの関係機関等との連携による、個々の特別な教育的ニーズに応じた適切な支援が求められている。

また、社会におけるノーマライゼーションの理念の浸透、医学や心理学等の進展、障害者施策を巡る国内外の状況変化等により、障害の概念や範囲も変化してきており、発達障害を含め、障害のある児童生徒一人一人の特別な教育的ニーズへの対応が、学校教育における喫緊の課題となっている。

国においては、平成14年に文部科学省が「通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒に関する全国実態調査」を実施した。その結果、学習や行動の面で特別な教育的支援を必要とする児童生徒は、約6%程度の割合で通常の学級に在籍している可能性があることが示された(図1-1)。

平成17年12月には、中央教育審議会の「特別支援教育を推進するための制度の在り方」に関する答申において、障害の種類や程度に応じた特別な場で指導を行う「特殊教育」から、通常の学級に在籍するLD・ADHD・高機能自閉症等の児童生徒を含め、障害のある児童生徒に対して、一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な教育的支援を行う「特別支援教育」への推進策が示された。

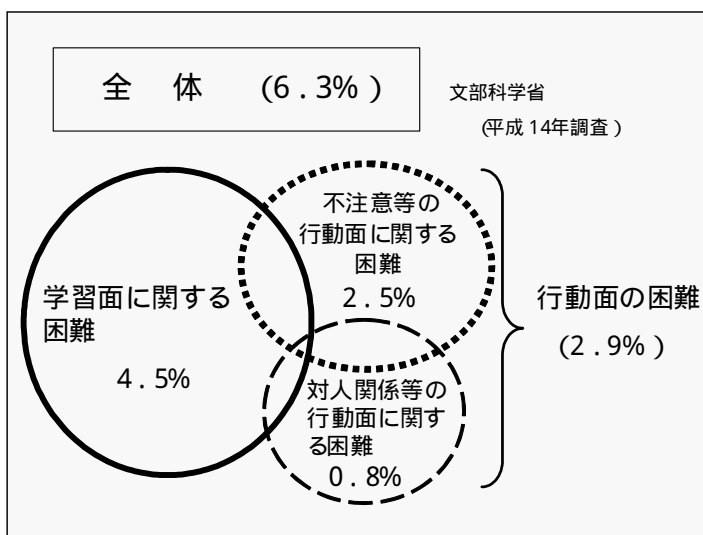


図1-1 学習面、行動面の困難を有する児童生徒の割合

こうしたことを踏まえ、平成18年4月、学校教育法施行規則が一部改正され、LD及びADHDの児童生徒が通級による指導の対象となったことで、LD等への特別な教育的ニーズへの対応が広まった。さらに、平成19年4月には、学校教育法等の一部を改正する法律が施行され、特別支援学校においては、在籍する児童生徒等に対する教育を行うほか、障害により教育上特別の支援を必要とする小・中学校等の生徒等の教育に関し、必要な助言又は援助を行うよう努めることとされた。また、小・中学校等においては、教育上特別な支援を必要とする児童生徒等に対して、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うことが明記され、特別な教育的支援を必要とする児童生徒等への適切な指導及び必要な支援がより一層求められることとなった。

2 総合的な支援の現状と課題

障害者基本計画（平成14年12月）においては、障害者の社会への参加や参画に向けた施策の一層の推進を図ることを目的に、障害者一人一人のニーズに対応して総合的かつ適切な支援を行うことを基本方針としつつ、乳幼児期から学校卒業後まで一貫して計画的に教育や療育を行うことの重要性が示されている。

障害のある幼児児童生徒の特別な教育的ニーズにこたえるためには、担任、あるいは特別支援学級担任等の教員一人一人が問題を抱えて対処していくのではなく、学校組織やチームによる支援が重要である。また、特別な教育的ニーズにこたえる支援は、特別支援教育の理念と基本的な考え方が、学校関係者をはじめとして保護者・地域住民に普及・定着することを目指しつつ、校内支援体制の整備、関係機関との連携により実施されなければならない。

文部科学省においては、各都道府県への委嘱事業を通じ、平成19年度を目標に、全ての小・中学校において校内の支援体制整備がなされるよう目指している。本県においては、この委嘱事業である「特別支援教育体制推進事業」の下、校内委員会の設置や特別支援教育コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）の指名などが行われ、具体的な支援が進められつつある。さらに、県や地域においては、広域特別支援連携協議会の設置や特別支援学校による小・中学校教員、保護者などへの相談・支援に係る巡回相談の実施など、特別支援教育のセンター的機能が発揮されている。

その結果、小・中学校等においては、関係機関との連携による個別の教育支援計画の策定や、障害のある幼児児童生徒に対する個別の指導計画に基づいた組織的支援の在り方の検討が行われ、適切な指導や必要な支援が進みつつある。

しかしながら、幼児児童生徒の状態像、教育的ニーズは多様であること、職員の理解が十分得られていないこと、連携や支援の具現化が図りにくいことなどから、支援に関して様々な課題を抱えている学校も少なくない。

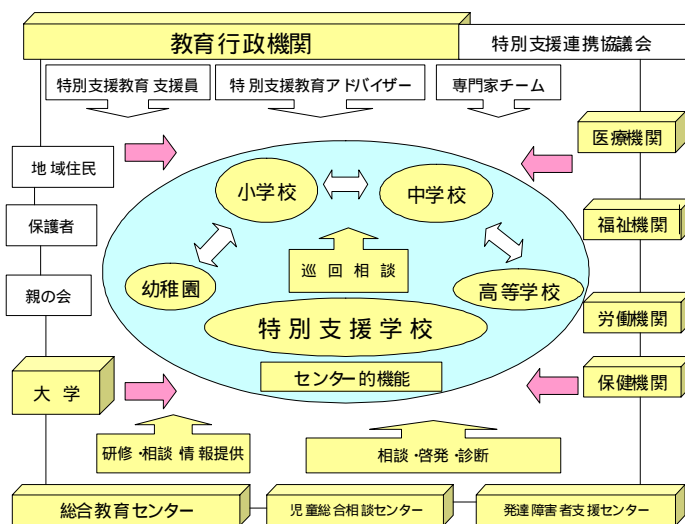


図1-2 本県における総合的な支援体制

にくいことなどから、支援に関して様々な課題を抱えている学校も少なくない。

3 本研究の目的

本研究は、本県の特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒に対する支援体制の現状や課題を把握するため、校内支援体制、職員の意識、関係機関との連携について調査し、その結果をもとに、小・中学校等や特別支援学校における校内支援体制の在り方や、教育行政機関での取組、地域全体で取組む支援の在り方、学校や地域の実情に応じた具体的な推進方法等について、具体的な実践例等を通して示し、特別な教育的ニーズにこたえる総合的な支援の充実に資するものである。